

第 IV 項

子どもの可能性を広げる 千葉の確立



政策分野 IV - 1 子育て施策の充実

妊娠・出産から子どもの自立までを総合的に支援するとともに、子育て世代の経済的な安定を確保することにより、子どもたちの成長を支えます。

施策項目 IV - 1 - ① 妊娠・出産・子育て環境の整備

目 標

妊娠・出産・子育てに対する
不安や負担を解消するとともに、
仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指し、
子育て家庭を応援します。

現状と課題

県民の結婚・子育ての希望を実現するためには、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じて、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境を作ることが重要です。

一方で、子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

また、安心安全な出産を迎えるためには、妊娠11週までの妊娠届出により、適切な医療管理下において妊娠期の経過観察を行っていくことが重要ですが、約5%が妊娠12週以降の妊娠届出となっているため、適切な時期の相談支援につなげていくことで、妊娠中の女性の不安の解消をしていくことが必要です。

さらに、晩婚化が進み、不妊治療を行う夫婦が増えています。不妊治療には高額な治療費が掛かることから、経済的負担と治療による精神的負担の軽減を図るため、支援体制の充実・強化を図るとともに、情報提供や相談体制の構築を行っていく必要があります。

加えて、妊娠をしても、流産や死産、生後1週間以内の新生児死亡などを繰り返す不育症についても、新たな助成制度の適正な実施と普及啓発を行うとともに、個々の状況に応じた不妊・不育の相談支援が必要です。

男女が共に意欲と能力を生かして働きながらも、子どもを安心して生み育てやすい社会の構築のため、企業や働く人々の意識啓発や、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図ることが必要です。

取組の基本方向

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、市町村が運営する子育て世代包括支援センター^{*}について、その機能を十分に発揮できるように、センター職員の資質向上に取り組み、産後ケア事業の充実に資する情報提供を行うとともに、妊娠中の女性の不安を解消し安心して出産できるよう、相談体制を整えます。

また、子どもの保健対策の充実及び子育てに係る保護者の経済的負担の軽減のため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費助成について、県と市町村が一体となり取り組みます。

さらに、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、国の修学支援制度や県の授業料減免制度等による支援を行い、教育費の負担を軽減します。あわせて、教育費の支援制度の周知を図ります。

加えて、不妊や不育に悩む方に支援制度の広報周知を行うとともに、若い世代へ不妊・不育に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、幅広く男女共同参画意識の普及啓発を行います。

主な取組

IV-1-①-1

結婚や妊娠・出産の希望を かなえるための支援

県民の結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、これらのライフステージにある県民に対し、スマートフォン用アプリやウェブサイトを活用して、県や市町村が実施するイベントや各種支援等に関する情報提供を行うとともに、これからの社会を担う若い世代が、自らの希望がかなうライフデザインを考えるよう意識の醸成を図ります。

また、不妊に悩む方へ支援制度の広報周知を行うとともに、若い世代へ不妊に関する正しい知識を普及啓発していきます。あわせて、不育症について、検査費用の助成や制度の広報を行います。

ライフステージに応じた情報提供

若者のライフデザインの設計に向けた意識の醸成

若い世代に向けた妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発

不妊・不育に悩む人への支援

SDGs





若者と一緒に考える地域活性化セミナー

IV-1-①-2 健康で安心な子育て環境づくりと経済的負担の軽減

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センター職員に対するスキルアップ研修と産後ケア事業について情報提供を行います。また、妊娠中の女性の不安を解消し、安心して出産できるよう、より一層の普及啓発と適正な相談支援を行います。

さらに、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減等のため、医療費助成に県と市町村が一体となって取り組むとともに、人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するため、幼児教育・保育の無償化を実施します。あわせて、経済的理由により修学が困難な生徒に対する、国の修学支援制度や県の授業料減免制度等による支援を行い、教育費の負担を軽減するとともに、教育費の支援制度の周知を図ります。

加えて、ひとり親世帯の安定的な雇用（正規雇用等）を促進するため、技能習得や資格取得を支援します。

- 子育て世代包括支援センターの運営支援
- 妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり
- 子ども医療費の助成
- 子どもの修学への支援（再掲）
- ひとり親世帯への経済的支援等の実施



Ⅳ-1-①-3 働きながら生み育てやすい環境づくり

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して子どもを生み育てやすい社会の構築のため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図ります。

また、結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

働き方改革の推進(再掲)

女性が活躍しやすい環境づくりのための
企業・県民の意識啓発

SDGs



Ⅳ-1-①-4 男女が協力して子育てできる環境づくり

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

また、男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

企業等との連携などによる
男女共同参画の意識の普及・啓発(再掲)

仕事と家庭の両立支援に取り組む
企業等の表彰(再掲)

働き方改革の推進(再掲)

SDGs



施策項目 IV - 1 - ② 地域による子育て支援の充実

目 標

保育サービス等の充実を図るとともに、
子育てを地域社会で支える環境づくりを推進します。

現状と課題

現在、核家族化や共働き世帯・ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、子育て家庭の不安や負担感が増えています。

このため、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができる環境を整備するため、企業や地域等と連携しながら、支援体制を構築していく必要があります。

また、共働き世帯の増加や働き方の多様化などに伴い、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や育児相談をすることのできる施設など、多様化する子育て支援ニーズへの対応が求められています。

さらに、女性の労働力率の上昇に伴い、今後も保育ニーズの増加が見込まれることから、受け皿となる保育施設の整備や、子どもが健やかに育ち安心して過ごせるように保育の量と質の維持・向上に向けた保育人材の確保・定着が必要です。

取組の基本方向

子育ての不安感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、待機児童^{*}の解消をはじめとする地域の課題解決に向けて、地域の実情に応じた多様な保育施設の整備等を促進するとともに、保育士等人材の確保・定着のため、民間保育士の処遇改善や潜在保育士の雇用促進、保育士等の働く環境の整備等に取り組みます。

さらに、子育て家庭の親と子が身近な場所で交流したり、育児相談をすることのできる地域子育て支援拠点^{*}や、延長保育・病児保育^{*}など、多様な保育ニーズに応じた、きめ細やかな保育サービスの推進を図ります。

加えて、地域の企業や商店等に子育て支援に積極的に参加してもらおう仕組みづくりを進め、県民全体で子育てを支える機運の醸成を図ります。

主な取組

IV-1-②-1

待機児童の解消に向けた 保育所整備等の促進

待機児童の解消に向けた民間保育所や認定こども園[※]の整備促進と新たな保育需要への対応及び、より質の高い保育環境整備のため、民間保育所等の創設・増改築等による施設整備の促進を図ります。

また、地域の実情に応じた保育需要に対応するため、小規模保育[※]や家庭的保育[※]等を支援することなどにより、待機児童対策の推進を図ります。



保育園で元気に遊ぶ子どもたち(市川市・愛泉保育園)

保育所の整備促進

認定こども園の普及促進

小規模保育・家庭的保育等・
多様な待機児童対策の推進

SDGs



IV-1-②-2

保育人材の確保と資質の向上

保育現場で働く人材を確保するため、保育の資格取得を目指す学生や、資格を持ちながら保育所などに勤務していない潜在保育士などに対する支援を行い、県内保育所等への就職を促進するとともに、民間保育所等における保育士の処遇改善^{*}や基準を上回る職員の配置を促進します。

また、保育の質の維持向上に向けて、保育士の経験年数や各施設の状況に応じた研修等を実施し、保育士等の資質向上に取り組むとともに、安心して働ける環境づくり^{*}を進めます。

学生等に対する保育士への就業促進

ちば保育士・保育所支援センターの
活用による潜在保育士等への就職支援

保育士の処遇改善と配置改善

保育士等の資質の向上

保育士等が働きやすい環境の整備

SDGs



ひとくちコラム 保育士が安心して働けるように

本県の保育所等利用待機児童数は令和3年4月1日現在で428人となっており、待機児童数をゼロにするためには、多くの保育士の方に千葉県に来て働いてもらうことが重要です。

そこで、市町村と連携し、民間保育士の給与に上乘せする「千葉県保育士処遇改善事業」の実施や、保育士の業務負担軽減に取り組む保育事業者に対する助成などを行っています。



IV-1-②-3 多様な子育て支援サービスの充実

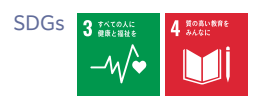
就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに応じ、延長保育や病児保育、医療的ケア児の受入れ、一時預かり、休日保育など地域における多様な子育て支援サービスを推進します。

また、放課後児童クラブ*における保育需要に対応するため、施設整備を更に進めていくことに加え、放課後児童支援員の確保・定着や資質向上を図ります。

延長保育や病児保育、医療的ケア児など多様な保育ニーズへの対応

地域子育て支援拠点施設等への助成

放課後児童クラブへの助成



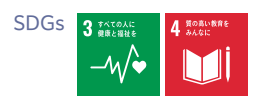
IV-1-②-4 企業参画による子育て支援

県全体で子育て家庭を応援するため、県内の企業や商店等の協力を得て、子育て家庭が買物などの際、割引等のサービスを受けられる「子育て応援！チーパス事業*」を実施します。

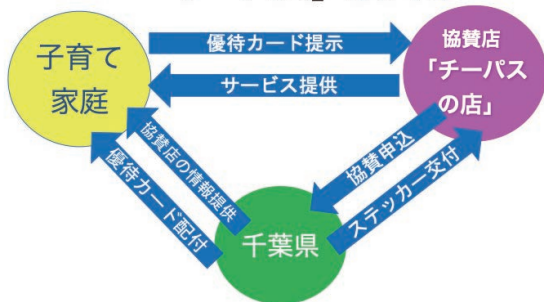
また、協賛店拡大のため、各店舗への個別周知やホームページでのPRなどの取組を推進します。

企業参画型子育て支援事業(子育て応援!チーパス事業や「チーぱくん」を活用した子育て応援事業)の推進

協賛店拡大のための取組の実施



ちばの子育て家庭優待カード『チーパス』のしくみ



千葉県子育て優待カード「チーパス」の仕組み



チーパスカード

ひとくちコラム

チーパス・スマイル

「チーパス・スマイル」とは、結婚から妊娠・出産、子育てまでの情報を提供する専用ウェブサイト・スマートフォン用アプリです。

県内にお住まいの妊娠中の方又は18歳未満までのお子さんがある世帯は協賛店で子育て応援サービスを受けられる「チーパス」の電子版が利用できるほか、県や市町村からの子育て関連情報も配信されています。

ぜひ使ってみてください。

URL:<https://chi-pass-smile.pref.chiba.lg.jp>



チーパス・スマイルロゴ

施策項目 IV - 1 - ③ 子どもの健やかな成長と自立

目 標

次代の担い手である子どもたちが
心身共に健やかに生まれ育ち、幸せを実感しながら、
社会的にも経済的にも自立した若者に
成長できるよう支援します。

現状と課題

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の82,960人をピークに減少傾向が続き、令和2年（2020年）には40,168人となっています。合計特殊出生率^{*}も、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、令和2年は1.28と依然として少子化傾向に歯止めがかかっていません。

こうした中、核家族化、地域のつながりの希薄化、ひとり親世帯の増加などによる子育て中の保護者の孤立化等が原因となり、家庭の教育力の低下が見られます。

また、若者が結婚し、安心して子どもを生み、育てるためには、経済的な自立が大きな要件となっていますが、令和2年の労働力調査によると、令和2年のフリーター数は136万人となっており、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。

さらに、子どもが社会の一員として尊重され、虐待などのつらく悲しい思いをすることのない社会をつくるのが大切です。本県の児童相談所における令和2年度の児童虐待対応件数は、9,863件と増加の一途をたどっており、児童虐待は、社会全体で早急に解決しなければならない重要な課題となっています。

子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を地域や社会全体で守っていくため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

加えて、子どもたちが経済的に困難な状況に置かれたことにより、様々な機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応が課題となっています。

取組の基本方向

全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、ウェブサイトや啓発リーフレットなどにより、幼児期からの子育てに役立つ情報を提供するとともに、子育てや家庭教育支援に関する講座など、保護者の学習機会の充実を図ります。

また、子どもたちを次代の担い手として育成するために、学校教育において、子どもを生み育てるこ

との意義や家族の役割などについての学習機会の充実、自他を思いやる心を育てる道徳教育の充実、地域における体験活動や文化活動等への参加・参画の促進、並びに職場見学や職場体験などにより勤労意識や職業観を養うなどキャリア教育の推進を図ります。

さらに、若者の職業能力開発に関するニーズは多様になっており、ニーズに応じた訓練を展開するとともに、安定的な就労につながるよう職業能力開発の支援を推進します。

加えて、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所や市町村などの相談・支援体制を強化し、各機関の連携を図るとともに、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、自立支援まで切れ目のない支援の展開や、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な環境で生活を送れるよう里親等委託率の向上、施設の小規模化・地域分散化を図ります。

全ての子どもたちが、置かれた環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長できるよう、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援」「経済的支援」「支援につなぐ体制整備」を5つの重点的支援施策とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

主な取組

IV-1-③-1

子どもの成長の支援と家庭教育力の向上

市町村母子保健担当者等の資質の向上を目的とした研修の実施や、市町村が実施する乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けた支援を行うとともに、保育や幼児教育の充実に努めます。

また、子どもたち一人ひとりが、生命の大切さや家庭や社会との関わりの大切さを学ぶとともに、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力を身に付ける取組を推進します。

さらに、保護者の役割や発達段階に応じた子育てなどについての情報の提供と学習機会の充実を図り、家庭教育力の向上を支援します。

母子保健事業関係者への研修

新生児聴覚検査検討会

子育て世代包括支援センターの
運営支援(再掲)

保育や幼児教育等の充実

かけがえのない子どもを育てるための
教育の推進(再掲)

学校におけるキャリア教育の
更なる推進(再掲)

学校・家庭・地域が連携した
家庭教育の推進(再掲)

SDGs



千葉県ホームページのご案内
 新生児聴覚検査について
 もっと詳しい情報が知りたい場合は、
 千葉県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/shinseijichokaku.html>



ちば

新生児聴覚検査

(新生児聴覚スクリーニング検査)
 を受けましょう





発行

千葉県健康福祉部児童家庭課
 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
 TEL 043-223-2332 (2021年4月発行)

生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1~2人は、生まれつき難聴を持つと言われています。生まれつきの難聴を早く発見して支援や治療を行うことが、赤ちゃんのコミュニケーションやことばの発達にとっても大切です。

そこで、赤ちゃんが生まれた時に耳のきこえの検査(新生児聴覚検査)を受けることをおすすめします。

新生児聴覚検査を受け、生まれつきの難聴を早く発見できると、補聴器の装用や手話の使用、人工内耳などの様々な支援、治療を選択することができます。

新生児聴覚検査リーフレット

IV-1-③-2 若者の経済的自立と就労支援

安定的な就労に結び付く職業訓練や相談から就職までの一貫した支援、企業に対する要請・啓発などにより、正規雇用としての就労・定着を促進します。

また、若年無業者への職業的自立支援のほか、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若者の多様なニーズに合った就労・定着支援を実施します。

- 正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援(再掲)
- 若年無業者等の職業的自立支援(再掲)
- 雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施(再掲)



IV-1-③-3

児童虐待防止と社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためには、妊娠期から子育て期までの一貫した相談支援や要保護児童対策など、地域におけるネットワークづくりが重要であることから、児童相談所や市町村等の体制・機能強化を進めるとともに、関係機関との円滑な連携体制を構築します。

社会的養護を必要とする子どもたちの里親^{*}・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設等について、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化や地域分散化など必要な整備を図ります。また、子どもたちが一般の家庭と同じスタートラインに立って社会に自立していけるような体制づくりを進めます。

さらに、教職員が児童虐待の防止及び適切な早期発見を行えるよう、学校や教育機関等の職員を対象とした児童虐待に係る研修などを通じて虐待への対応力の向上を図るとともに、市町村や児童相談所などの関係機関との連携を強化し、児童虐待への円滑な対応を図ります。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。



オレンジリボン[®]

児童相談所の体制・機能強化

市町村の体制・機能強化の促進

児童虐待防止に係る周知・啓発活動の実施

里親等委託の推進

養親希望者手数料負担に係る支援

児童養護施設等のケア単位の小規模化の推進

児童養護施設退所者等の自立支援

教育機関等職員への研修の充実・強化

学校における子どもに関わる相談機能の充実

ヤングケアラーの支援体制の強化

SDGs



ひとくちコラム

あなたにも
知ってほしい
「里親制度」

保護者の病気や離婚、虐待など様々な理由により家庭で暮らせない子どもたちを、自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持って養育して下さる方を里親といいます。

里親は養子縁組を前提にするものだけでなく、数か月程度の短期や数日間一時的に預かる場合もあり、養育のかたちはさまざまです。

里親の下で暮らすことで、子どもは特定の大人と信頼関係を築きつつ、自己肯定感を高め、心身ともに健康に成長できます。

里親制度は、「子どもの最善の利益」を実現するための重要な役割を担う制度です。



IV-1-③-4 子どもの貧困対策の推進

子どもたちが健やかに育つことのできる環境の整備と、教育機会の均等を図るとともに、子どもの貧困の原因が保護者等の状況と複合的に結び付いているため、保護者に対する就労・経済的支援を行います。

また、貧困状態にあっても、支援が届かない又は届きにくい子どもや家庭に気づき、適切な支援につながるための体制整備を図ります。

- 子どもの修学への支援
- 子どもや保護者への生活の支援
- ひとり親世帯への経済的支援等の実施(再掲)
- 保護者の就労への支援
- 学校を核とした子どもへの支援
- 児童養護施設等の子どもへの支援
- 適切な支援につながるための体制整備

